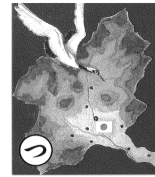




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年8月25日(火) 第9828号

■ 目 次

ページ

教育委員会規則

○公立学校職員の失业者の退職手当支給規則の一部を改正する規則(福利課)

2

監査委員公告

○監査結果の公表

3

○監査結果に基づく措置状況

7

■ 教育委員会規則

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年八月二十五日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二十八号

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則(昭和五十一年群馬県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(特定退職者に関する暫定措置)

4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四に規定する離職の日
に相当する期間内である者に係る第四条の二及び第十六条第一項の規定の適用に
ついては、第四条の二中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和五
十年労働省令第三号)附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六
条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次の
とおり」と、第十六条第一項中「雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三
号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の失業者の退職手当支給
規則の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

■ 監査委員公告

◎監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査並びに同条第2項の規定により実施した行政監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年8月25日

群馬県監査委員 丸山 幸男
 同 林 章
 同 井田 泉
 同 臂 泰雄

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
 - (1) 監査対象年度 令和元年度会計
 - (2) 監査対象機関 県庁等5機関及び地域機関等31機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 2件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
 - (1) 知事戦略部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東京事務所 (令和2年6月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
世界遺産センター (令和2年8月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 環境森林部

--	--

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部環境事務所 (令和2年6月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部環境森林事務所 (令和2年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部環境事務所 (令和2年6月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部農業事務所 (令和2年4月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部農業事務所 (令和2年7月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部農業事務所 (令和2年6月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま総合情報センター (令和2年6月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 県土整備部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋土木事務所 (令和2年4月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎土木事務所 (令和2年4月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎土木事務所 (令和2年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中土木事務所 (令和2年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田土木事務所 (令和2年4月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
上信自動車道建設事務所 (令和2年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

八ッ場ダム水源地域対策事務所 (令和2年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
-------------------------------	------------------------------

(7) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
渋川森林事務所 (令和2年6月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川土木事務所 (令和2年4月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡森林事務所 (令和2年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡土木事務所 (令和2年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡森林事務所 (令和2年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡土木事務所 (令和2年6月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻環境森林事務所 (令和2年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻農業事務所 (令和2年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中之条土木事務所 (令和2年7月10日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

利根沼田環境森林事務所 (令和2年6月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根沼田農業事務所 (令和2年6月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田土木事務所 (令和2年6月22日)	<p>(注意事項)</p> <p>所得税法第204条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、料金等を支払った月の翌月10日（当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日）までに納付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和元年6月24日、同年7月31日、同年8月9日及び同年10月11日に支払った土地評価業務委託料から所得税及び復興特別所得税を源泉徴収したが、それぞれの納付期限が同年7月10日、同年8月13日、同年9月10日及び同年11月11日であったにもかかわらず、同年12月10日まで所轄税務署に納付しておらず、同年8月9日支払い分（納付期限同年9月10日）について、不納付加算税5,500円が発生した。</p>

(12) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生森林事務所 (令和2年6月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生土木事務所 (令和2年4月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(13) 邑楽館林振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林土木事務所 (令和2年4月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(14) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
経営戦略課 (令和2年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発電課 (令和2年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地課 (令和2年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水道課 (令和2年7月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(15) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
総務課 (令和2年7月31日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県病院局が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、指名競争入札や随意契約ができるのは、それぞれ政令に定める場合のみである。このうち随意契約できるのは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号及び群馬県病院局財務規程第148条で規定されている場合のみであるとされている。</p> <p>当該機関は、財産の買入れについては160万円が随意契約の限度額であるにもかかわらず、予定価格総額1,625,689円(税込)及び1,694,779円(税込)の消耗品の複数単価契約において、見積書の提出を依頼した10者のうち、依頼に応じた3者の中から、その最低価格である835,363円(税込)及び1,196,110円(税込)の見積書を提出した者と、随意契約により平成31年4月1日付けで契約を締結した。</p>

◎監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月25日

群馬県監査委員 丸山 幸男
 同 林 章
 同 井田 泉
 同 臂 泰雄

監査対象機関	公益財団法人尾瀬保護財団
監査結果の公表年月日	令和2年2月28日(群馬県報第9778号)監査公表第4号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>公益財団法人尾瀬保護財団嘱託職員取扱要綱第7条第6項の規定により、常勤嘱託職員には別に定める経験手当が支給されるとされ、公益財団法人尾瀬保護財団嘱託職員に支給する手当取扱要綱(以下「手当取扱要綱」という。)第5条第1項の規定により、経験手当は過年度の嘱託職員の職務経験に応じて支給するとされている。</p> <p>当該団体は、平成30年4月23日から同年12月3日まで常勤嘱託職員1名を雇用していたが、手当取扱要綱で規定する職務経験が無いにもかかわらず、同年5月から11月まで経験手当36,572円を支給していた。</p>
講じた措置	<p>過大に支給した経験手当について、該当の嘱託職員に返還の同意を得て、令和2年4月17日付けで平成30年5月から11月までの経験手当36,572円の返納手続を完了した。</p> <p>また、当該嘱託職員に係る同手当の令和元年度分の過払金額12,095円についても同日付で返納手続を完了した。</p> <p>今後は、手当の認定に当たり規程の遵守を徹底し、組織内でのチェック体制を強化することとした。</p> <p>県としても、当該団体に対し、支払事務について定期的に検査・確認を行い、指導していくこととした。</p> <p>なお、尾瀬国立公園内は、特別保護地区等が設けられ諸々の行為が制限されている。管理業務等についても例外ではなく、土地所有者等一部の許可を受けた者が恒常的に実施しており、当該管理業務の内容は、実施事業者が異なっても基本的な取扱い</p>

	や手続等共通する部分が非常に多い。そのことを鑑みれば、尾瀬内のビジターセンターでの業務従事経験に限らず、尾瀬内における同等の業務に従事した経験があれば、その経験を当該経験手当の対象とし職務経験に加算することが適当と考えられる。そのため、令和2年4月1日に公益財団法人尾瀬保護財団嘱託職員に支給する手当取扱要綱を改正し、尾瀬内のビジターセンターにおける職務経験がない場合でも、尾瀬内における同等の業務に従事していれば、その従事期間を職務経験に加算して経験手当を支給することができるようにした。
--	---

監査対象機関	ぐんま学園
監査結果の公表年月日	令和2年3月31日(群馬県報第9787号)監査公表第8号
監査の結果	(注意事項) 所得税法第183条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、給料等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。 当該機関は、令和元年6月28日に非常勤嘱託職員16名に支払った期末手当相当額から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税42,357円について、納付期限が同年7月10日であったにもかかわらず、事務監査日(令和2年1月28日)現在まで所轄税務署に納付していなかった。
講じた措置	事務監査終了後(令和2年1月28日)に延滞税及び納付方法を所轄税務署に確認したところ、速やかに納付することにより延滞税は課税されないことが判明したことから、直ちに歳計外現金からの払い出し処理を行い、同月31日に所得税及び復興特別所得税の納付を完了した。 今後は担当者による納付管理、複数の職員による支払い確認及び歳計外現金残高の確認を徹底し、適正な事務処理に努めることとした。

監査対象機関	林業試験場
監査結果の公表年月日	令和2年3月31日(群馬県報第9787号)監査公表第8号
監査の結果	(注意事項) 群馬県行政財産使用料条例第6条第1項の規定により、使用料は、前納することとされており、行政財産使用許可事務取扱要領第2使用料-1使用料の徴収時期において、許可期間が複数年度に及ぶ場合には、翌年度分以降の使用料については、当該年度当初ごとに納付させるものとするとしている。 当該機関は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、分掌する行政財産である土地に電柱等を設置する者に対し、平成28年4月1日から令和3年3月31日までを許可期間とする行政財産の使用許可を行い、使用料の年額を13,500円とした。また、携帯電話用無線基地局を設置する者に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日を許可期間とする行政財産使用許可を行い、使用料の年額を43,243円とした。当該二者の令和元年度分使用料の調定及び納入通知書の発行を事務監査日(令和2年1月31日)現在において行っていなかった。
講じた措置	調定及び納入通知書の発行漏れが指摘された二者の令和元年度分使用料については、ともに令和2年3月31日までに調定し納入通知書を発行した。 再発防止のため、今後は、関係法令を遵守し、定められた期日までに適切に事務処理を済ませるよう、職員に周知徹底するとともに、所属内のチェック体制を再確認した。

監査対象機関	精神医療センター
監査結果の公表年月日	令和2年3月31日(群馬県報第9787号)監査公表第8号

監査の結果	(注意事項) 群馬県病院局財務規程第46条第1項の規定により、収入調定者は、納入が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。 当該機関は、納付期限(平成31年3月20日から令和元年9月20日)までに納付されていない未払診療費について、期限までに督促していなかった。
講じた措置	納付期限までに納付されていない未払診療費については、事務監査後は群馬県病院局財務規程に基づき、期限までに督促している。 今後は再発防止に向けて、群馬県病院局財務規程及び県立病院未収金管理事務の手引きについて再度周知を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。

監査対象機関	高崎商業高等学校
監査結果の公表年月日	令和2年3月31日(群馬県報第9787号) 監査公表第8号
監査の結果	(注意事項) 県立学校等非常勤講師取扱規程(以下「規程」という。)第17条第1項において、教育委員会が必要と認めた場合は、規程第15条の規定にかかわらず報酬を増額して支給することができることされており、規程第17条第2項において、報酬の増額及びその他支給方法について必要な事項は、群馬県教育委員会教育長が定めるとされている。 また、規程第17条第2項に基づく通知により、令和元年12月1日(以下「基準日」という。)現在に県立学校の非常勤講師として在職する者(基準日における在職期間が1か月に満たない者、体育代替非常勤講師及び県立特別支援学校初任者研修に係る非常勤講師を除く。)に対し、同月10日に報酬の増額支給をすとされている。 当該機関は、基準日に在職し支給対象となる非常勤講師6名に対し、報酬の増額支給総額545,200円を令和元年12月10日に支給すべきところ、令和2年1月10日に支給していた。
講じた措置	再発防止のため、全ての事務職員に対して、県立学校等非常勤講師取扱規程に基づく支給について厳守するよう周知徹底した。また、事務室内共通の予定表に支給日とともに支出命令登録確認期限も明示し、事務職員間で共通認識が図れるよう措置した。

監査対象機関	伊勢崎高等学校
監査結果の公表年月日	令和2年3月31日(群馬県報第9787号) 監査公表第8号
監査の結果	(注意事項) 所得税法第204条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、料金等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。 当該機関は、運動部活動外部指導員1名に対し、平成31年2月8日及び令和元年8月21日に支払った謝金から所得税及び復興特別所得税を源泉徴収したが、それぞれの納付期限が平成31年3月11日及び令和元年9月10日であったにもかかわらず、事務監査日(令和2年2月7日)現在まで所轄税務署に納付していなかった。
講じた措置	未納となっていた所得税及び復興特別所得税については、令和2年2月13日に所管税務署に納付した。 今後は、歳計外現金の残額を随時確認するなど、所属内でのチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

監査対象機関	大間々高等学校
監査結果の公表年月日	令和2年3月31日(群馬県報第9787号)監査公表第8号
監査の結果	(注意事項) 県立高等学校等生活介助員設置運営要領第10条第1項において、生活介助員の報酬は時間単価を基準額とし、県教育長が別に定める額とされており、同条第2項において、報酬の支給方法等については、学校が翌月10日(群馬県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。)に支払うものとしてされている。 当該機関は、生活介助員2名に対し、令和元年9月分の報酬を同年10月10日に、合計110,250円過少に支給し、同月17日に不足額を追加で支給した。
講じた措置	再発防止のため、生活介助員の報酬支給にあたっては、県立高等学校等生活介助員設置運営要領に基づき適正な時間数が計上されているかについて、複数の職員による点検を行うなど、確認体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。

監査対象機関	西邑楽高等学校
監査結果の公表年月日	令和2年3月31日(群馬県報第9787号)監査公表第8号
監査の結果	(注意事項) 当該機関は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、分掌する教育財産である土地の上空に特別高压線を通過させる者に対して教育財産の使用許可を行い、使用料の額は、行政財産使用許可事務取扱要領第2使用料-8電柱類等の使用料により算定している。 当該機関は、平成30年3月5日付けで行った教育財産使用許可の使用料算定に当たり、算定基礎となる土地の使用料に誤って消費税及び地方消費税を加算したため、平成30年度及び令和元年度に徴収した使用料の額が33,444円過大となっていた。
講じた措置	過大徴収していた土地の使用料については、令和2年3月27日に使用者へ還付した。 今後は、再発防止を図るため、使用料の算定について担当職員による確認を徹底するとともに、所属内でのチェック体制を強化し適正な事務に努めることとした。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111